

各 位

イ オ 信 用 組 合

令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害等に対する金融上の措置について

この度の石川県能登地方を震源とする地震による災害等により、被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。

当組合は下記「令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害等に対する金融上の措置について」に基づき、今般の地震により被災された方々の被災状況等に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めてまいります。

記

令和5年5月6日

財務省北陸財務局長 堀田 秀之

日本銀行金沢支店長 吉濱 久悦

令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害等に対する金融上の措置について

今回の令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法が適用された石川県内の被災者等に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請します。

また、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合等も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

併せて、本要請内容について営業店への周知徹底を図るとともに、被災者等の被災状況等に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう要請します。

1. 預貯金取扱金融機関への要請

（1）預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに应ずること。

（2）届出の印鑑のない場合には、拇印にて应ずること。

（3）事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに应ずること。

また、当該預金等を担保とする貸付にも应ずること。

（4）今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

（5）今回の災害等のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

（6）損傷した紙幣や貨幣の引換えに应ずること。

（7）国債を紛失した場合の相談に应ずること。

（8）災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

（9）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に应ずること。

（10）罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。

（11）休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずること。

（要請内容は要約抜粋して記載しています）

以 上